

大切な
お知らせ

高校生の学びを支えます。

高等学校等就学支援金

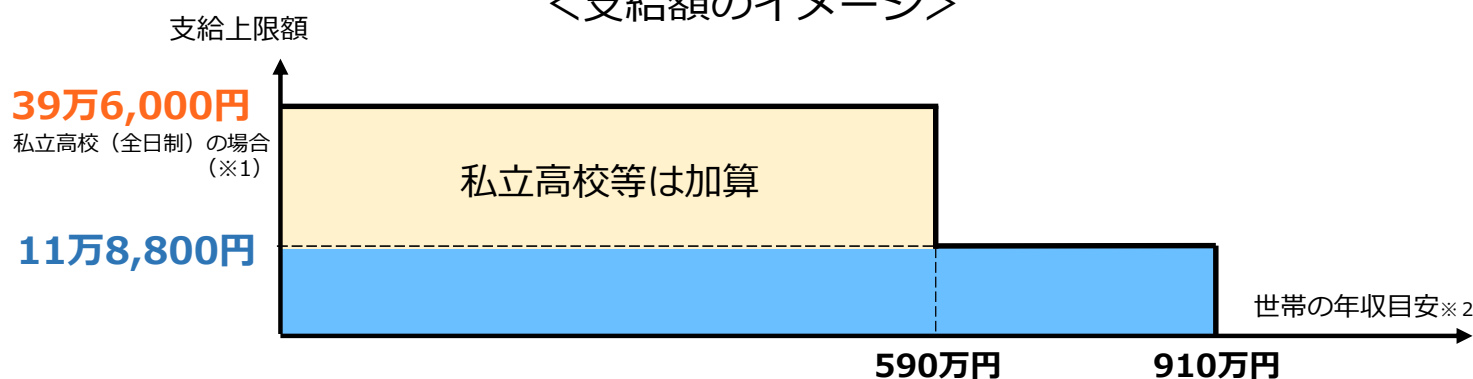
返還不要の授業料支援が受けられます。



判定基準（裏面参照）を満たした、日本国内に住所を有する方が対象です。

※ 学校種：高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など

<支給額のイメージ>



※1 私立高校（通信制）は29万7,000円

国公立の高等専門学校（1～3年）は23万4,600円が支給上限額

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安（家族構成別の年収目安は裏面下表参照）

※ 学校により、就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。経済的に困難な家庭への猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトには、
制度の最新・詳細情報、各都道府県担当連絡先などを掲載しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索



お申込みについて

(新入生の皆さん)

~~入学時の4月~~など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。

(在校生の皆さん)

↑新入生初回の処理は終了しています。

収入状況の届出が必要となる7月頃までに学校から案内があります。

※原則として、オンラインで申請します。また、マイナンバーを利用することで手続きが簡単になります。
(都道府県ごとに申請方法が異なるので、学校からの案内に従って申請してください。)

対象となる方の判定基準について

次の計算式(両親2人分の合計額)により判定します。

【計算式】

市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < **15万4,500円** ➡ **支給額：最大39万6,000円**

(15万4,500円以上)
< **30万4,200円** ➡ **支給額：11万8,800円**

※マイナポータル上での項目名
・課税所得額(課税標準額)
・市町村民税_調整控除額

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「わたしの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)

マイナポータルHP



(参考) 支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	～約950万円	～約640万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合	～約1,030万円	～約660万円
	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	～約1,070万円	～約720万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	～約1,090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校(全日制)の場合。

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。

家計急変支援制度について

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。家計急変事由が発生した場合、速やかに学校に相談(又は申請)してください。

主な要件

対象となる家計急変事由に該当
+
世帯年収が約590万円未満相当まで減少

支給
限度
額

月額：33,000円
※公立高校等は
月額：9,900円

文部科学省家計急変
支援制度サイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html



お問合せについて

学校または都道府県へお問い合わせください。

公立 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm

私立 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm

▽公立



▽私立

